

1 計画の体系

基本 目標

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (3) 固定的性別役割分担意識を解消した男女共同参画社会の実現

施策の基本的方向 I 男女の人権が尊重される意識づくり

関連する SDGs











- Ⅰ-①男女平等意識の浸透
- ア. 男女平等についての教育と学習の充実
- イ. 男女平等意識の啓発・情報提供
- ウ. メディア・リテラシー向上への取組
- 工. 社会的困難な状況のもとにある人の人権の尊重
- オ. 農林水産業における男女共同参画の推進
- 力. 国際理解のための異文化交流の推進
- I-②人権尊重を阻害する暴力の 根絶
- ア. 子供や高齢者・障害のある人への虐待防止の取組
- イ. 性別による人権侵害等に関する啓発
- Ⅰ-③男女共同参画意識の啓発
- ア. 男女共同参画社会を促進する啓発活動の推進
- イ. 男女共同参画に関する講座の開催

施策の基本的方向 I 男女共同参画によるまちづくり

関連する SDGs







- Ⅱ-①政策・方針等の決定過程の場への女性の参画促進
- ア. 政策・方針等の決定過程の場への女性の参画の拡大
- イ. 人材育成と情報の提供
- Ⅱ-②男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進
- ア. NPO・ボランティア等への情報提供及び活動への支援
- イ. 観光や環境の分野における男女共同参画の促進
- ウ. 地域活動における男女共同参画の推進
- 工. 防災・災害復興における男女共同参画の推進

施策の基本的方向Ⅲ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

















Ⅲ-①職業生活における女性への 支援(女性活躍推進法第6条第

- 2項に基づく市町村推進計画)
- Ⅲ-②多様な生き方を尊重する社 会を実現するための環境整備 の推進
- Ⅲ-③リプロダクティブ・ヘルス/ ライツに関する正しい情報提 供や学習機会の充実を推進
- Ⅲ-④生涯を通じた健康支援

- ア、雇用の分野における男女平等の推進
- イ. セクシュアル・ハラスメント等の防止への取組
- ウ. 就労に関する支援及び情報の提供
- エ. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- オ. 女性の再就職や能力開発の支援
- 力、 起業をめざす女性への支援
- ア. 介護の支援体制の充実
- イ. 子育て支援体制の充実
- ウ. ひとり親家庭等における自立の支援
- エ. 男性の家事・育児・介護等への参画の促進
- オ. 性的マイノリティの方への支援
- ア. 健全な成長のための性に関する教育と学習機会の充実
- イ. 妊娠・出産期における女性の健康支援
- ア. ライフステージに応じた心と体の健康支援
- イ. 健康をおびやかす問題についての対策の推進

施策の基本的方向IV 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶 (DV 防止法第2条の3第3項に定める市町村推進計画)

関連する **SDGs**







- IV-①DVを防止する啓発の推進
- IV-②DV被害者の早期発見及び 相談支援体制の充実
- IV-③DV被害者の安全確保
- IV-④DV被害者への自立支援
- Ⅳ-⑤DV防止及び被害者の保護 等に関する支援体制の充実

- ア. DV防止の啓発
- イ. 学校教育でのDV防止の啓発
- ウ. 地域でのDV防止の啓発
- ア. DV被害者の早期発見のための体制づくり
- イ. 相談体制の充実
- ア. DV被害者の情報管理
- イ. DV被害者の適正な保護
- ア. DV被害者への自立支援
- ア. 支援体制の充実

2 施策の展開

施策の基本的方向 [男女の人権が尊重される意識づくり

男女共同参画社会の実現には、固定的性別役割分担意識の解消が求められています。 あらゆる機会を通して、男女平等・男女共同参画についての意識づくりの啓発を行います。

施策目標	施策内容	具体的施策
I −①男女平等意識の浸透	ア. 男女平等についての教育	a. 男女平等の視点に立った、発達段階に応じた 教育の推進
	と学習の充実	b. 教育や行政に携わる者を対象にした人権尊重 、男女平等に関する意識の啓発
		a. 男女平等意識についての広報・啓発
	イ. 男女平等意識の啓発・情 報提供	b. 地域・職場・家庭等における男女平等への理解の促進
		c. 市民意識の把握
	ウ. メディア・リテラシー向 上への取組	a. メディア・リテラシーの向上のための啓発や 学習機会の提供
		a. 自立に向けた支援
	工. 社会的困難な状況のもと	b. 人権啓発の推進
	にある人の人権の尊重	c. 相談体制の充実
		d. 性の多様性を認めあう意識の醸成
	オ. 農林水産業における男女 共同参画の推進	 a. 農林水産業分野での男女平等意識の啓発
		a. 市内在住外国人への支援
	カ. 国際理解のための異文化 交流の推進	b. 国際的視野を持つ若い世代の育成
		c. 国際的視野からの男女平等
【Ⅰ-②人権尊重を阻害す	ア. 子供や高齢者・障害のあ	a. 児童虐待防止への取組
る暴力の根絶	る人への虐待防止の取組	b. 高齢者・障害のある人への虐待防止の取組
	イ. 性別による人権侵害等に 関する啓発	a. メディアにおける性・暴力表現に対する問題 意識の啓発
	Ry ODIL	b. 暴力防止についての啓発
I-③男女共同参画意識の啓発	ア. 男女共同参画社会を促進 する啓発活動の推進	a. 地域・職場等における性別による慣行の見直 し
	ッ の口が口却v力性性	b. 男女共同参画に関する情報の収集及び提供
		a. 男女共同参画に関する講座の開催
	イ. 男女共同参画に関する講 座の開催	b. 活動、学習の場及び学習機会の提供
		c. 団体、グループ活動の支援

<施策目標 Ⅰ 一①> 男女平等意識の浸透

▽施策内容

ア. 男女平等についての教育と学習の充実

固定的性別役割分担意識を解消していくには、人格が形成される幼児期から、人権の尊重 や男女平等意識を育んでいく必要があります。性別にかかわらず、すべての人が社会の一員 として自立し、多様な価値観を認め合う社会づくりに向けて、男女平等に関する教育・学習 の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担 当 課	
a. 男女平等の視点に立った 発達段階に応じた教育の 推進	発達段階に応じて、個性や能力を発揮できるよう男女平等の視点に立った教育の推進に取り組みます。	保育こども園課 学校支援課	
b. 教育や行政に携わる者を 対象にした人権尊重、男 女平等に関する意識の啓 発	市職員、教員に対して人権や男女平等に関する研修を行います。	人事課 学校支援課 教育研究所	

イ. 男女平等意識の啓発・情報提供

固定的性別役割分担意識は、日々の暮らしの中で無意識のうちに浸透し、自分がそのような意識を持っていることに気が付かない場合もあります(アンコンシャス・バイアス)。男女共同参画社会の実現においては、すべての人が男女平等意識を持つことが大切です。そのため、地域、職場、家庭等において、男女平等意識の啓発や情報提供により、正しい理解が浸透するよう取組を進めます。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 男女平等意識についての 広報・啓発	広報紙やホームページ・SNS 等を活用し、男女共同参画に関する啓発を行います。	男女共生推進課 広報広聴課 人権同和施策課 生涯学習課
b. 地域・職場・家庭等にお ける男女平等への理解の 促進	さまざまな人権や男女平等についての研修や啓発を行います。	男女共生推進課 自治振興課 高齢者・地域福祉課 保育こども園課 産業政策課 青少年課
c. 市民意識の把握	男女共同参画に関する調査を行います。	男女共生推進課

ウ. メディア・リテラシー向上への取組

SNSやスマートフォン等の普及により、誰もが簡単に情報を公開したり、個人情報を知られたりするようになりました。そのため、過剰な性や暴力の表現が溢れ、ネット犯罪や人権侵害につながる事例も発生しています。さまざまなメディアから提供される情報を、主体的に読み解き、自己発信する能力(メディア・リテラシー)を身につける学習機会の提供と啓発を行います。

具体的施策	内容	担 当 課
	児童・生徒・教員に対し、能力向上の ための啓発や学習機会を提供しま す。	学校支援課 教育研究所
	メディア・リテラシーに関する情報 及び学習機会を提供します。	男女共生推進課

工. 社会的困難な状況のもとにある人の人権の尊重

社会環境の変化により、生活や経済的な自立が困難な状況にある人が増加しています。さらに、同和問題(部落差別)や障害の有無、国籍などの理由により複合的な差別を受けている女性(マイノリティ女性等)がいます。また、性的マイノリティに対する差別も問題となっています。

男女共同参画社会の推進において、これらの問題解決のために人権意識を深める取組をはじめ、自立に向けた支援、情報提供、相談体制の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 自立に向けた支援	就労等に向けた能力開発への支援や 技能習得のための情報提供の充実を 図ります。	生活支援第2課 こども家庭課 産業政策課 生涯学習課
b. 人権啓発の推進	人権講座等の開催など、人権啓発に 取り組みます。	男女共生推進課 人権同和施策課 生涯学習課
c. 相談体制の充実	生活相談や法律相談、職業相談等に 的確に対応できるよう、関係機関と の連携により相談体制の充実を図り ます。	男女共生推進課 市民生活課 人権同和施策課 生活支援第2課 こども家庭課 産業政策課 国際交流課
d. 性の多様性を認め合う意 識の醸成	性的マイノリティに対する偏見をな くし、理解を広めるための啓発を行 います。	男女共生推進課 人権同和施策課 学校支援課

オ. 農林水産業における男女共同参画の推進

農林水産業分野においては、就業人口の減少や高齢化が進む中、女性が重要な担い手となっていますが、家族経営が多いため、仕事と家事・育児・介護等は女性にとって大きな負担となっています。男女共同参画社会の実現のため、性別にかかわりなく能力を発揮できるよう男女平等意識の啓発を行います。

具体的施策	内容	担 当 課
	農林水産団体や従事者の意識啓発を 行います。	農林水産課

力. 国際理解のための異文化交流の推進

男女共同参画社会の実現には、国際社会におけるさまざまな取組と密接な関係を有していることの認識に立ち、国際社会の一員として、国際的な協調のもとに取り組んでいく必要があります。また、国際理解のための異文化交流は豊かな地域環境づくりにおいても不可欠です。市内在住の外国人への支援をはじめ、国際的な視野を持つ若い世代の育成や国際ボランティアの活動支援など、国際理解を推進します。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 市内在住外国人への支援	市内在住の外国人に対し、情報提供や生活相談等の支援を行います。	国際交流課
	国際交流ボランティア団体が主催する交流イベントを支援します。	国際交流課
	外国籍児童・生徒の日本語の習得を 支援します。	学校支援課
b. 国際的視野を持つ若い世 代の育成	国際交流員等が小学校等へ訪問し、 国際理解を深める取組を行います。	国際交流課
c. 国際的視野からの男女平 等	諸外国の女性問題の関連資料の収集 や情報を提供します。	男女共生推進課

<施策目標 I -2> 人権尊重を阻害する暴力の根絶

▽施策内容

ア. 子供や高齢者・障害のある人への虐待防止の取組

子供や高齢者、障害のある人への虐待が大きな社会問題となっています。虐待をはじめとするあらゆる暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を阻害するものです。 庁内外の連携をもとに虐待防止に向けた相談・支援体制の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 児童虐待防止への取組	関係機関との連携により面前 DV を含め児童虐待の防止や相談・支援 体制の充実及び啓発に取り組みます。	男女共生推進課 地域保健課 保育こども園課 こども総合支援セン ター 青少年課 学校支援課
b. 高齢者・障害のある人へ の虐待防止の取組	関係機関との連携により高齢者・障害のある人への虐待防止の取組や相談支援の充実を図ります。	地域包括支援課 保健対策課 高齢者・地域福祉課 障害者支援課

イ. 性別による人権侵害等に関する啓発

テレビや新聞、インターネットなどのメディアから発信される情報は、無意識のうちに 人々に浸透し影響を与えています。メディアにおける性や暴力表現に対して正しい判断がで きるように学習機会の提供と啓発を行います。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. メディアにおける性・暴力表現に対する問題意識の啓発	メディアにおける性別による差別 や性の商品化についての学習機会 の提供や啓発を行います。	男女共生推進課
b. 暴力防止についての啓発	性犯罪等暴力の防止について 、 啓発 を行います。	男女共生推進課

<施策目標 [−③> 男女共同参画意識の啓発

▽施策内容

ア. 男女共同参画社会を促進する啓発活動の推進

男女共同参画社会を実現するためには、地域、職場等における性別による慣行やしきたりについて、男女共同参画の視点から検討し、見直していく必要があります。

男女共同参画に関する意識を深め、性別による慣行にとらわれない男女共同参画の啓発や情報の収集及び提供の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 地域・職場等における性 別による慣行の見直し	各種セミナー・講座等の開催や情報 提供により、性別による慣行にとら われない男女共同参画の啓発を行い ます。	男女共生推進課 自治振興課 産業政策課
b. 男女共同参画に関する情報の収集及び提供	図書・資料などにより男女共同参画に関する情報を収集し、提供します。	男女共生推進課

イ. 男女共同参画に関する講座の開催

男女共同参画の視点を浸透させ、市民一人ひとりの意識を変えていくため、男女共同参画に関する講座の開催や学習機会の提供を図るとともに、団体、グループ活動への支援等の取組を進めます。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 男女共同参画に関する講 座の開催	男女共同参画について理解を深める ための研修会・講座等を開催します。	男女共生推進課 学校支援課 教育研究所
b. 活動、学習の場及び学習 機会の提供	地域の施設を利用して研修会・講座 等を開催します。	生涯学習課
c. 団体、グループ活動の支援	市民公益活動団体の活動の場の整備などの環境づくりに努めます。	自治振興課

施策の基本的方向 I 男女共同参画によるまちづくり

男女共同参画の視点から社会のあらゆる分野で女性の参画を促進し、ポジティブ・アクションの推進を図るとともに、市民協働によるまちづくりを推進します。

施策目標		施策内容		具体的施策
Ⅱ-①政策・方針等の決定 過程の場への女性の参	ק	政策・方針等の決定過程	a.	審議会等への女性委員の積極的登用
画促進		の場への女性の参画の拡大	b.	管理職等への積極的登用
			c.	政治分野における男女共同参画の啓発
	1	人材育成と情報の提供	a.	人材育成講座等の実施
	١.	八切自然に同報の延択	b.	人材に関する情報の提供
Ⅱ-②男女共同参画の視点に立ったまちづくり				NPO・ボランティア等への情報提供及び活動への支援
の推進)).	P. NPO・ボランティア等へ の情報提供及び活動への 支援	b.	まちづくりへの市民参画意識の向上と協働の のための仕組みづくり
			c.	団体やグループの育成及び活性化への支援
	イ.	観光や環境の分野におけ	a.	観光分野における男女共同参画の促進
		る男女共同参画の促進		環境分野における男女共同参画の促進
	ウ.	ウ. 地域活動における男女共 同参画の推進		地域の防犯活動への支援
				地域活動における女性リーダーの登用促進
		エ. 防災・災害復興における 男女共同参画の推進	а.	自主防災意識及び防災知識の普及
	I.		b.	防災分野における女性の参画の促進
			c.	災害時における女性への配慮

<施策目標Ⅱ-①> 政策・方針等の決定過程の場への女性の参画促進

▽施策内容

ア. 政策・方針等の決定過程の場への女性の参画の拡大

男女双方の意見が行政の施策等へ反映されるよう、男女それぞれの委員の割合を 40%以上となるよう取り組んでおり、令和8(2026)年度までに審議会等への女性の登用率 40%を目指します。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 審議会等への女性委員の 積極的登用	審議会等での女性委員の参画率の目標値を設定し、女性の参画機会の拡充を図ります。	各審議会等所管課
b. 管理職等への積極的登用	職員の意識の高揚と能力の向上を図 り、管理職への女性の登用を推進し ます。	人事課 学校教育課
c. 政治分野における男女共 同参画の啓発	政治分野への女性の参画を促進する ための情報の提供や各種施策を推進 します。	男女共生推進課

イ. 人材育成と情報の提供

地域や職場等における女性の役割は、男性の補助的なものが多く、その結果、女性は自己 決定し行動する機会や能力を伸ばす機会が十分に確保されていない状況があります。

男女共同参画社会の実現のため、女性が自己決定できる力をつけるエンパワーメントを促進し、その意欲と能力を活かせるような環境整備のための情報提供の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 人材育成講座等の実施	女性リーダー育成のための研修や講 座等を開催します。	男女共生推進課 人事課
b. 人材に関する情報の提供	地域で活躍する人材についての情報 を収集し、提供します。	男女共生推進課

<施策目標Ⅱ-②> 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進

▽施策内容

ア. NPO・ボランティア等への情報提供及び活動への支援

NPO・ボランティア等の活動にはさまざまな分野がありますが、男女の区別なく、自己実現を図るためにも、個々の能力を十分に発揮し、協力していくことが重要です。より充実した活動ができるよう、活動の場や情報提供等の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. NPO・ボランティア等 への情報提供及び活動へ の支援	市民公益活動団体への情報や活動の場の提供により、市民や団体が充実した活動ができるように支援します。	自治振興課
b. まちづくりへの市民参画 意識の向上と協働のため の仕組みづくり	市民がまちづくりへの参画意識を持っための啓発や交流を行い、地域に 根ざした施策を行います。	自治振興課
c. 団体やグループの育成及 び活性化への支援	地域における団体やグループの育成 及び活性化を支援します。	男女共生推進課 生涯学習課

イ. 観光や環境の分野における男女共同参画の促進

本市は、和歌山城をはじめとする文化遺産や和歌の浦などの風光明媚な景観を有しています。また、本市が主催する観光イベントも多くあります。これらの PR などに女性の視点を取り入れ、アイデアの多様化を図っていくことで、アピールカの向上が期待されます。

また、環境分野においても男女共同参画の視点を取り入れ、豊かな知識や経験をより広く活用していきます。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 観光分野における男女共 同参画の促進	男女共同参画の視点での観光分野へ の参画を促進します。	観光課
b. 環境分野における男女共 同参画の促進	男女共同参画の視点での環境分野へ の参画を促進します。	環境政策課

ウ. 地域活動における男女共同参画の推進

地域における多様な課題やニーズに対応していくためには、あらゆる人が地域活動に積極的に参加し、性別や年齢等により役割が固定化されないことが重要です。誰もが安心して住み続けられる持続可能なまちの実現に向け、防犯活動をはじめ、地域での自主的な活動を支援します。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 地域の防犯活動への支援	男女共同参画の視点での防犯活動への参画を支援します。	地域安全課 高齢者・地域福祉課
b. 地域活動における女性リ ーダーの登用促進	地域活動における女性の参画を促進します。	男女共生推進課

工. 防災・災害復興における男女共同参画の推進

近年多発する大規模災害に備え、避難所等では男女のニーズの違いに配慮する必要があることから、防災会議や避難所運営などへの女性の参画が、より一層重要となってきています。 本市においても、津波等への対策が重要な課題であり、自助・共助・公助がうたわれる中、市民一人ひとりが防災についての意識を高めることが重要です。

市民意識調査でも防災への関心は高くなっており、自主防災組織への女性の参画を一層促進していく必要があります。

男女共同参画の視点に立ち、自主防災組織の構築や防災に関する学習機会の提供を推進するとともに、関係機関との連携を図ります。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 自主防災意識及び防災知 識の普及	防災に関する学習会を開催します。	地域安全課
b. 防災分野における女性の 参画の促進	男女共同参画の視点での防災分野へ の参画を促進します。	総合防災課 地域安全課
c. 災害時における女性への 配慮	避難所等において女性のニーズに対 応した取組を促進します。	男女共生推進課 総合防災課

施策の基本的方向Ⅲ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

平成 27 (2015) 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が成立し、令和元(2019)年にはその一部を改正する法律が公布されました。この法律に則し、豊かで活力のある社会の実現に向け施策を進めていくとともに、多様な生き方を選択・実現していくうえで重要な、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進します。

施策目標		施策内容		具体的施策
Ⅲ-①職業生活における 女性への支援	ア.	雇用の分野における男女 平等の推進	a.	企業、雇用主等への男女雇用機会均等法等の 啓発
(女性活躍推進法第6	イ.	セクシュアル・ハラスメ ント等の防止への取組	а.	セクシュアル・ハラスメント等の防止への取 組
条第2項に基づく市町			a.	技術能力の向上と就労情報の提供
村推進計画)	ウ.	就労に関する支援及び情 報の提供	b.	性別にとらわれない職業選択の教育の推進と 職場環境の整備
			c.	就労に関する相談体制の充実
	ェ.	仕事と生活の調和(ワーク	a.	ワーク・ライフ・バランスの啓発
		・ライフ・バランス) の推進	b.	多様な働き方の推進
		女性の再就職や能力開発 の支援	а.	女性の再就職や能力開発への支援
	カ.	起業をめざす女性への支 援	а.	起業家への支援
Ⅲ-②多様な生き方を尊			a.	多様化するニーズに対応した介護予防事業の 充実
重する社会を実現する ための環境整備の推進	ア.	介護の支援体制の充実	b.	高齢者に対する支援
/このの環境発達側の推進			c.	障害のある人の自立のための支援の充実
			a.	行政機関における保育の環境整備の充実
			b.	多様化するニーズに対応した子育て支援の充 実
	イ.	子育て支援体制の充実	c.	学童保育の充実
			d.	地域における子育て支援の充実
			e.	子育て相談体制の充実
			f.	子育て情報・学習機会の提供
	ウ.	ひとり親家庭等における 自立の支援	a.	ひとり親家庭等の生活安定の促進
	I.	男性の家事・育児・介護 等への参画の促進	a.	男性の家事・育児・介護等への参画の促進
		性的マイノリティの方へ	a.	性的マイノリティを理由として困難な状況に
		の支援		置かれている人への支援
Ⅲ-③リプロダクティブ・ ヘルス/ライツに関す	ア.	健全な成長のための性に 関する教育と学習機会の 充実	a.	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する [*] 意識の浸透
る正しい情報提供や学	イ.	妊娠・出産期における女	a.	妊娠・出産期における女性の健康支援
習機会の充実を推進		性の健康支援	b.	相談体制の充実
Ⅲ-④生涯を通じた健康	ア.	ライフステージに応じた	a.	健康診査等の促進
支援		心と体の健康支援	b.	高齢期における健康支援
		ははないがなかせのほう	a.	性感染症予防への対策
	1.	健康をおびやかす問題に ついての対策の推進	b.	喫煙・飲酒、薬物乱用への対策
			c.	自殺対策の推進

<施策目標Ⅲ-①> 職業生活における女性への支援

【 女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画 】

▽施策内容

ア. 雇用の分野における男女平等の推進

女性の雇用については、法整備も進んできていますが、実情として、雇用形態や賃金等の 待遇而などで男女の格差がみられます。

男女雇用機会均等法等の周知を図るとともに、企業や雇用主に対し啓発を行います。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 企業、雇用主等への男女 雇用機会均等法等の啓発	セミナー等の開催や資料の提供により、啓発を行います。	産業政策課

イ. セクシュアル・ハラスメント等の防止への取組

男女雇用機会均等法において、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関し事業主に対する雇用管理上の措置について規定しており、平成29(2017)年に同法が改正され、職場における妊娠、出産等に関するハラスメント防止について、新たに追加されました。

また、令和2(2020)年にはハラスメント防止対策の実効性の向上を図るため、事業主に相談等をした労働者に対する不利益な取扱いを禁止するなどの改正が行われました。

セクシュアル・ハラスメントをはじめ、マタニティ・ハラスメントなど各種ハラスメント は男女共同参画社会の実現を阻害するものであるため、職場や学校、地域活動等において、セクシュアル・ハラスメント等の防止の啓発や相談・支援体制の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. セクシュアル・ハラスメ ント等の防止への取組	セクシュアル・ハラスメント等の防 止の啓発や相談窓口の充実を図りま す。	男女共生推進課 人事課 産業政策課 学校教育課

ウ. 就労に関する支援及び情報の提供

就労を希望する人等の個性と能力が十分に発揮できるように、講座の開催や就労に関する相談や情報提供などの支援を図ります。

学校教育の場においては、個性や能力に応じた職業選択に関する意識や自立心を高める教育の取組を進めます。また、誰もが働きやすい職場環境の整備を推進します。

具体的施策	内 容	担 当 課
a.技術能力の向上と就労情 報の提供	技術の習得のための講座や就労に関するセミナー等の開催、また、関係機関と連携し、情報提供を行います。	男女共生推進課 こども家庭課 産業政策課 生涯学習課 人事委員会事務局 農業委員会事務局
b. 性別にとらわれない職業 選択の教育の推進と職場 環境の整備	個人の適性に応じた進路選択につな げる職場体験学習を行います。	学校教育課
以児♥ク笹岬	働きやすい職場環境の整備を推進し ます。	人事課 産業政策課
c. 就労に関する相談体制の 充実	関係機関と連携し、就労に関する相 談体制の充実を図ります。	産業政策課

エ. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

働くことは経済的な基盤形成と自己実現をめざすうえで重要であり、その上で、仕事と家庭・地域活動を両立させることができる社会にすることが必要です。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、意識啓発と企業への理解を促進する取組を進めます。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. ワーク・ライフ・バラン スの啓発	ワーク・ライフ・バランスについての 理解を促進するため、研修会の開催 や資料等による啓発を行います。	男女共生推進課 子育て支援課 産業政策課
b. 多様な働き方の推進	感染症対策や働き方改革に向けた取 組として多様な働き方を推進しま す。	人事課 産業政策課

オ. 女性の再就職や能力開発の支援

少子高齢化が進む中、女性の活躍による経済の活性化が求められています。

子育てや介護等で一旦、離職をした女性や新たに就職を希望する女性の能力開発や技術取得への支援の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 女性の再就職や能力開発 への支援	女性の再就職や能力開発、技能取得 に関する講座等の開催などの支援 の充実を図ります。	男女共生推進課 農林水産課 産業政策課

カ. 起業をめざす女性への支援

起業をめざす女性への支援として、事業経営の知識などの情報提供の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 起業家への支援	事業経営の知識などの情報提供を 行い、起業家、起業希望者への支援 を行います。	男女共生推進課 商工振興課

<施策目標Ⅲ-②> 多様な生き方を尊重する社会を実現するための 環境整備の推進

▽施策内容

ア. 介護の支援体制の充実

高齢化が進む中、本市においても高齢人口比率は令和3(2021)年で30.7%となっています。その中で、多様化するニーズに対し、男女共同参画の視点に立った高齢者や障害のある人に対する支援が必要となっています。

行政と地域社会が協力し、介護の支援ができるような取組と相談支援体制の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 多様化するニーズに対応 した介護予防事業の充実	介護に関わる相談や予防サービス の充実を図ります。	地域包括支援課
b. 高齢者に対する支援	高齢者に憩いの場を提供するとと もに、認知症高齢者の支援、家族介 護教室を開催します。	地域包括支援課 高齢者•地域福祉課
c. 障害のある人の自立のための支援の充実	障害者自立支援サービスの充実や 相談支援体制の充実を図ります。	障害者支援課 保健対策課

イ. 子育て支援体制の充実

少子高齢化や核家族化により、子供の一時預かりや学童保育、育児相談、子育てに関する 情報提供などの充実が求められています。

このような多様なニーズに対応した、子育てに関する環境を整備するとともに、相談・支援体制の強化を図ります。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 行政機関における保育の 環境整備の充実	子供を連れた来庁者が講座や各種 会議に安心して参加ができる子供 の一時預かりや、申請手続きや相談 に専念できる環境整備を行います。	男女共生推進課こども家庭課
b. 多様化するニーズに対応 した子育て支援の充実	ファミリー・サポート・センターや 一時保育、延長保育、障害児保育、 病児・病後児保育等、多様な保育サ ービスの充実を図ります。	子育て支援課保育こども園課
	保育士の専門性及び保育の質を高めるための研修会を開催します。	保育こども園課

具体的施策	内 容	担 当 課
c. 学童保育の充実	学童保育の充実を図ります。 青少年課	
d. 地域における子育て支援 の充実	子育てひろばの開催など、子育て支 援の充実を図ります。	子育て支援課
	保育所と地域の交流の促進を図り ます。	保育こども園課
	子供たちや親子間の交流の場を提 供します。	学校支援課
	家庭教育支援サポーターを養成し ます。	生涯学習課
e. 子育て相談体制の充実	子育てに関する相談や情報提供等 を行います。	子育て支援課
	子供に関する電話相談を行います。	こども総合支援セン ター
	カウンセラーを小中学校等に配置 し、子供の視点に立って相談に対応 します。	学校支援課
	産後間もない家庭へ訪問し、相談を 行います。	地域保健課
f. 子育て情報・学習機会の 提供	情報誌などで子育て支援情報を提 供します。	子育て支援課 産業政策課
	子育てに関する学習機会や交流の 場を提供します。	子育て支援課

ウ. ひとり親家庭等における自立の支援

ひとり親家庭等については、生活の安定を図る取組が必要です。生活資金貸付や就労に必要な技能習得などの自立に向けた支援体制の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. ひとり親家庭等の生活安 定の促進	技能取得等、ひとり親家庭等の自立 に向けた支援を行います。	こども家庭課
	医療制度や生活に関する相談、住居 に関する支援等を行います。	こども家庭課 住宅第1課

工. 男性の家事・育児・介護等への参画の促進

すべての人があらゆる場面で活躍でき、誰もが暮らしやすい社会の実現には、家庭生活への男性の参画が求められています。

男性の家事・育児・介護等への参画が進まない理由としては、男性の長時間労働や男性の 育児・介護休業が取得しづらい職場環境などが考えられ、従来の働き方の見直しや男性が育 児・介護休業を取得しやすい職場づくりの促進が必要となります。

子育て講座等を通じ育児参加の促進や男性の生活自立のための学習機会の提供を行います。また、男性が家庭生活に進んで参画できるよう啓発を行います。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 男性の家事・育児・介護 等への参画の促進	子育て講座等を通じ男性の育児参加の促進を図り、また、男性の生活 自立のための学習機会を提供します。	男女共生推進課 地域保健課 子育て支援課
	男性の家事・育児等への参加を促進するための啓発を行います。	人事課 産業政策課 学校教育課

オ. 性的マイノリティの方への支援

性的マイノリティの方が深刻な生きづらさを抱えていることを踏まえ、暮らしの中で様々な困難への対応、差別・偏見の解消などの取組を推進し、一人ひとりが互いの人権を尊重し、 多様性を認め合い、ともに生きる社会の実現を目指します。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 性的マイノリティを理由 として困難な状況に置か れている人への支援	同性カップル等、性的マイノリティ に関する相談に応じるとともに、解 消に向けた支援の充実を図ります。	

<施策目標Ⅲ-③> リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する 正しい情報提供や学習機会の充実を推進

▽施策内容

ア. 健全な成長のための性に関する教育と学習機会の充実

リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透を図るため、性に関する教育の推進や性感染症予防の推進に取り組みます。また、情報誌等により健全な心と体の成長のための教育と学習機会の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. リプロダクティブ・ヘル ス/ライツに関する意識 の浸透		保健給食管理課
0万支追	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ の視点を取り入れた情報と学習機 会を提供します。	男女共生推進課

イ. 妊娠・出産期における女性の健康支援

妊娠・出産期における女性の健康支援については、妊産婦の健康診査の実施、妊産婦と家族のための教室の開催、妊娠・出産期を安全で安心して過ごせるよう医療体制の充実などの取組を進めます。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 妊娠・出産期における女性の健康支援	不妊治療への支援や妊産婦の健康 診査の実施、医療の体制づくりを推 進します。	総務企画課 地域保健課
b. 相談体制の充実	妊娠期からの様々な疑問や相談に 対応できる、相談体制の充実を図り ます。	地域保健課

<施策目標Ⅲ一④> 生涯を通じた健康支援

▽施策内容

ア. ライフステージに応じた心と体の健康支援

健康の維持・向上のためには、健康に対する自己管理意識を持つことが必要です。健康に関する啓発と支援の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 健康診査等の促進	健康診査等を行い、疾患の早期発見 に努め、生涯にわたる健康管理に関 する正しい知識の普及を図ります。	国保年金課 地域保健課
b. 高齢期における健康支援	介護予防のための普及啓発を推進します。	地域包括支援課

イ. 健康をおびやかす問題についての対策の推進

健康をおびやかす諸問題については、正しい知識の普及啓発などが必要です。HIVや性感染症の予防対策を推進し、喫煙・飲酒、薬物乱用の防止対策などを行うとともに、自殺対策においては、ゲートキーパーの養成等に努め、誰もが健康な生活を送ることができるよう取組を進めていきます。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 性感染症予防への対策	HIVや性感染症の予防の啓発や 早期発見のための対策を推進しま す。	保健対策課
b. 喫煙・飲酒、薬物乱用へ の対策	喫煙や多量飲酒、薬物乱用の防止対 策を推進します。	保健対策課 地域保健課 学校支援課 保健給食管理課
c. 自殺対策の推進	自殺対策に係る普及啓発や相談支援、また、関係機関との連携により 生きる支援の充実を図ります。	保健対策課
	身近な人の示す自殺のサインに気 づき、適切な行動ができるゲートキ ーパーの養成を推進します。	保健対策課

施策の基本的方向IV 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

【 和歌山市DV被害者支援基本計画 】

平成 25 (2013) 年、配偶者暴力防止法の改正に伴い、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を改正し、平成 26 (2014) 年に「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」が施行されました。これらの方針に沿って、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を積極的に推進しています。

本市においても、配偶者等に対する暴力に係る相談支援体制やDV被害者の安全の確保と自立支援策の充実を図るとともに、DV防止、早期発見等の取組を進めていきます。

施策目標	施策内容	具体的施策
N-①DVを防止する啓 発の推進	ア. DV防止の啓発	a. DV防止のための意識啓発を推進
	イ. 学校教育でのDV防止の 啓発	a. 学校教育におけるDV防止のための意識啓発 を推進
	ウ. 地域でのDV防止の啓発	a. 地域におけるDV防止のための意識啓発を推進
N-②DV被害者の早期発見及び相談支援体制	ア. DV被害者の早期発見の ための体制づくり	a. DV被害者の早期発見のための意識啓発を推進
の充実	イ.相談体制の充実	a. 相談体制の充実
N-③DV被害者の安全 確保	ア. DV被害者の情報管理	a. DV被害者の情報管理の徹底
	イ.DV被害者の適正な保護	a. DV被害者の安全確保
▼-④DV被害者への自立支援	ア. DV被害者への自立支援	a. DV被害者と関係各課との連携による自立支援体制の充実
N-⑤DV防止及び被害 者の保護等に関する支 援体制の充実	ア. 支援体制の充実	a. 庁内体制の充実及び関係機関との連携強化

<施策目標Ⅳ-①> DVを防止する啓発の推進

▽施策内容

ア. DV防止の啓発

DVは重大な人権侵害であり、身体的な暴力だけでなく、社会的・精神的・経済的・性的な暴力もあります。

また、配偶者等の間におけるDVは子供にも大きな影響を与えます。

DVの防止にむけ、正しい知識を身につけるための啓発活動の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. DV防止のための意識啓 発を推進	DVをなくすために正しい知識の 啓発を行います。	男女共生推進課 人権同和施策課 消防総務課 生涯学習課
	若年層の交際相手による暴力(デートDV)防止の啓発を行います。	男女共生推進課

イ. 学校教育でのDV防止の啓発

児童生徒の中には、その家庭においてDV問題が生じている場合があります。 そのため、学校教育の場において、教職員等のDVに対する正しい知識と対応が求められます。

教職員への研修などの機会を通して、DVを防止するための意識啓発の取組を進めます。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 学校教育におけるDV防止のための意識啓発を推進	学校教育におけるDVに対する意 識の向上、人権教育、男女平等教育 の推進を図ります。	- 11 12 11 11 1

ウ. 地域でのDV防止の啓発

地域において、住民相互のつながりを持つことは身近な見守りとなります。 地域住民の安全で安心な暮らしを支える自治会や民生委員等の各種団体へのDVを防止 するための意識啓発を行います。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 地域におけるDV防止の ための意識啓発を推進	DVを防止するため地域活動の場 において意識啓発に取り組みます。	

<施策目標Ⅳ-②> DV 被害者の早期発見及び相談支援体制の充実

▽施策内容

ア. DV被害者の早期発見のための体制づくり

DV被害者に対する支援体制の充実を図るため、職員や教職員、関係機関と連携し、早期発見に努めます。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. DV被害者の早期発見の ための意識啓発を推進	DVに関する情報提供や情報共有を図り、DV被害者の早期発見に努めます。	男女共生推進課 地域保健課 学校支援課 教育研究所

イ. 相談体制の充実

庁内の相談窓口の充実と関係各課と連携し、相談支援体制の強化を図ります。 また、再発防止の視点からDV加害者の相談に対し、関係機関等との連携を図りながら支援に努めます。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 相談体制の充実	相談員の能力向上への取組やDV 防止に向け関係機関と連携し、相談 体制の充実を図ります。	男女共生推進課 市民生活課 人権同和施策課 こども総合支援セン ター 国際交流課

<施策目標Ⅳ-③> DV 被害者の安全確保

▽施策内容

ア. DV 被害者の情報管理

相談窓口におけるDV被害者の個人情報の保護に対する庁内での体制づくりとともに、情報管理に関する意識の徹底を図ります。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. DV被害者の情報管理の 徹底	DV被害者の個人情報を保護する 体制の充実を図ります。	男女共生推進課

イ. DV 被害者の適正な保護

DV被害者の適正な保護を図るため、庁内での体制を整備するとともに、関係機関と連携・協力し、安全確保への体制の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. DV被害者の安全確保	関係機関と連携・協力し、DV被害者の安全を確保する体制の充実を図ります。	

<施策目標Ⅳ-④> DV 被害者への自立支援

▽施策内容

ア. DV 被害者への自立支援

DV被害者の自立のため、住居に関する支援をはじめ生活の安定に関する支援等に努めます。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. DV被害者と関係各課と の連携による自立支援体 制の充実	DV被害者の自立を支援するために、関係各課と連携し、生活基盤を整える支援に努めます。	707 (7 (<u>—</u> 12/ <u>—</u> 37

<施策目標Ⅳ-⑤> DV防止及び被害者の保護等に関する支援体制の充実

▽施策内容

ア. 支援体制の充実

関係機関との連携を強化し、DV 防止及び被害者の保護等を支援します。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 庁内体制の充実及び関係 機関との連携強化	庁内外の関係機関との連携の強化 に努めます。	男女共生推進課 市民生活課 人権同和施策課 こども総合支援セン ター